

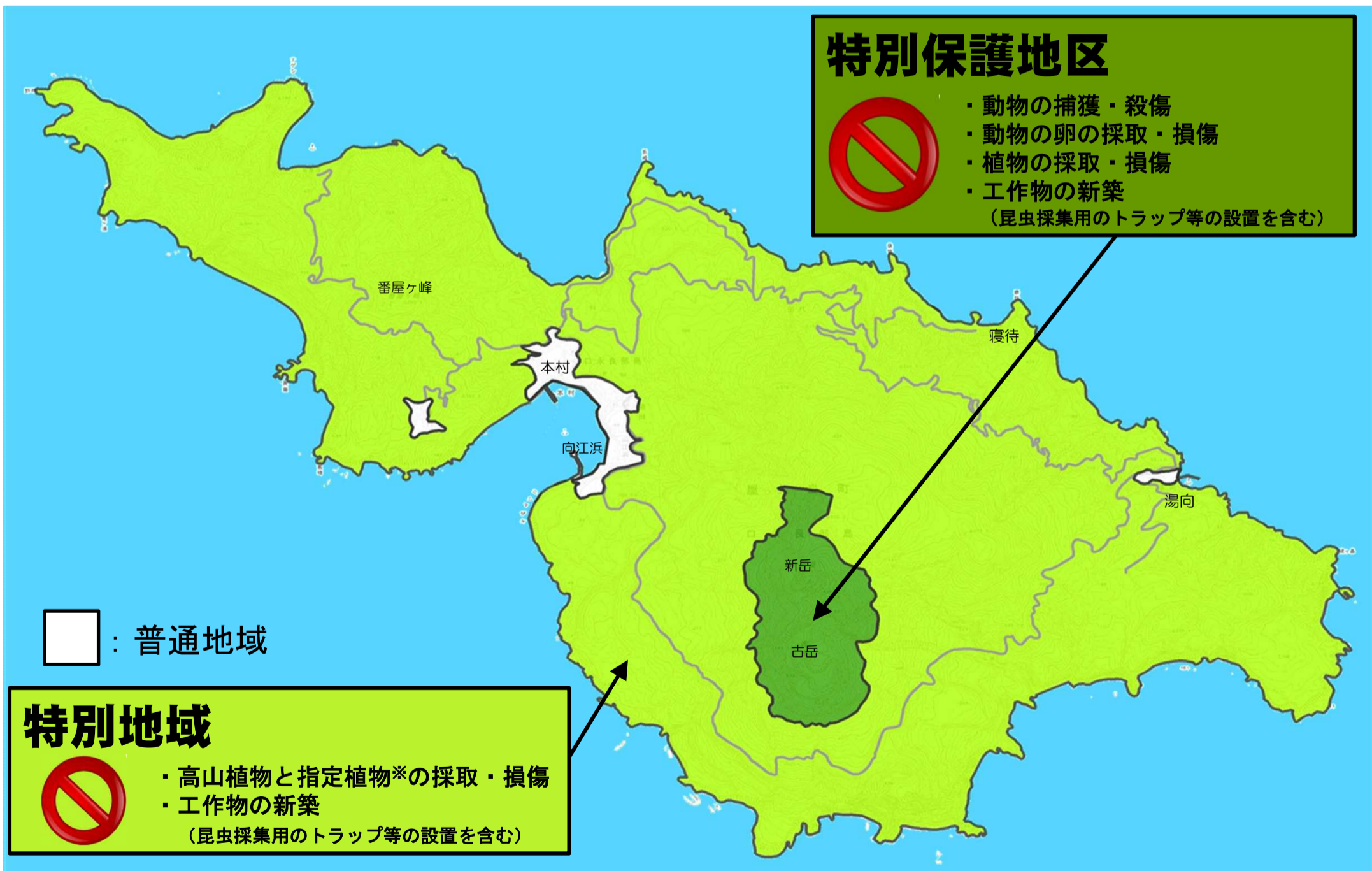
口永良部島の 昆虫や植物を とらないで!!

口永良部島は、島全域が
屋久島国立公園に指定されています。

国立公園内では
動物の捕獲・殺傷、
植物の採取・損傷及び、
工作物の新築等の行為は
自然公園法により禁止されています。



国立公園区域と自然公園法で規制される行為



※指定植物

観賞用、園芸用、薬草用等として採取されやすく、規制しなければ絶滅のおそれがある植物として指定されたもの。
(参照: 「屋久島国立公園の指定植物一覧」 http://www.env.go.jp/park/doc/data/natural/plant_6_2.pdf)

●ご質問等ありましたら、屋久島自然保護官事務所までお問い合わせください。



環境省 屋久島自然保護官事務所

〒891-4311

鹿児島県熊毛郡屋久島町安房前岳2739-343

TEL:0997-46-2992 FAX:0997-46-2977 E-mail:RO-YAKUSHIMA@env.go.jp